

2020 年度

訴訟援助申請書

2020 年 6 月 24 日

一般社団法人自然の権利基金 御中

下記のとおり助成を申し込みます。

第 1 申請者（※必須）

【グループ名】 福井原発訴訟（滋賀）を支える会

【所在地】 〒520-0056 滋賀県大津市末広町 7-1 大津パークビル 6 階
吉原稔法律事務所

TEL 077-510-5262 FAX 077-510-5263

E-mail nql30048@nifty.com

【代表者名】

福田 章典



第 2 訴訟の内容（※必須）

訴訟名（「正式名称」及び「略称」）

正式名称 「平成 25 年（ワ）第 696 号 原発再稼働禁止及び運転差し止め
請求事件」

略称 「福井原発訴訟（滋賀）」

<提訴日 2013 年 12 月 24 日>

訴訟概要及び進捗状況（500～1,000 字程度）

本訴訟は、関西電力の原子力発電所高浜 1～4 号機、大飯 3、4 号機、美浜 3 号機
の 7 機の原発の再稼働禁止、運転差し止めを大津地方裁判所に訴えたものです。

主な争点は、地震、津波、火山噴火などの自然災害に対する原発の安全性、老
朽原発の危険性、放射性廃棄物の処理処分の困難性など多岐にわたっています。

この間、原発再稼働禁止、運転差し止めを求めた住民の訴えを退ける各地の裁
判所の判断が続いていますが、それは、根拠のない「社会通念」に基づき、原発
の安全性が保たれているというものです。これに対して本訴訟では、①福島原発
事故でみられたように原発事故の被害は、その規模、範囲、時間的継続性におい
て他に類をみないものであり、原発には絶対的安全が要求され、これが保障され
ない原発の設置および運転は憲法違反であるとの主張をしていること、②「社会
通念」の必要最低限の要素を提示し、この間の裁判所の判断はこの必要最低限の
要素を満たしていないことを指摘したこと、③福島事故などなかったかのような
決定が多い中で、改めて原発事故被害のすさまじさを整理して提示したこと、④
処理処分の展望のない放射性廃棄物問題を全国で初めて権利侵害として主張し
たことなど攻勢的な主張を展開していることが特徴です。

一方関電側の主張の特徴は、本件各原発は、新規制基準を満足しており、原子
力規制委員会の適合審査に合格していることなどをベースにおいていることで
す。

本年 4 月に裁判長が交代し、また新型コロナウイルス感染対策などのため 2 回
の裁判が中止となり、9 月の裁判も更新弁論の予定となりました。原告側が申請
している証人尋問は本年 12 月から行われるよう準備を進めていますが、新型コ
ロナの 2 次流行も懸念される中、不確定となりました。

第 3 訴訟の目的及び意義 （※必須）

原発はいったん暴走をはじめると人為的にコントロールができないものであり、この点において一般の工場などとは性質を全く異にするものです。また、福島原発事故などに見られるように、原発事故の影響は、深刻さ、範囲、時間的な継続性においてこれまた他に類をみないものです。このように深刻な影響をもたらしている福島原発事故ですが、よりひどい事故に発展していった可能性があったことが事後の調査で明らかになっています。すなわち、東日本の広範な範囲が放射能によって汚染され、首都圏を含めて壊滅状態に陥る危険に直面していました。そうならなかったのは、想定外の偶然によるものであったことが明らかになっています。

このように本質的に極めて危険な原発の自然災害に対する電力会社の安全対策は、極めて楽観的で脆弱ともいえる「科学的根拠」に立脚しているといわざるを得ません。地震を例に挙げると、強い地震が発生するたびに「想定外」という言葉が繰り返されてきましたが、地震学そのものが歴史の浅い学問分野であり、今後発生する恐れのある地震を的確に想定できるレベルに達していないことは多くの地震学者が認めているところです。

こうした点から判断すると、原発と人間の生活は併存できないことは明らかであり、自然災害発生リスクの高い日本においては原発の運転は許されません。とくに、福井の原発群は近畿 1450 万人の命の水源である琵琶湖に近接しており、ここでの事故は近畿圏の壊滅につながる危険性を有しています。このような原発の再稼働禁止、運転差し止めは広範な国民世論とも一致しているところですが、政府や財界は原発推進政策を改めようとしていません。

このような状況のなかでは司法の力で再稼働禁止、運転差し止めを勝ち取るしかなく本訴訟で勝利することを通じて原発再稼働禁止、運転差し止めを実現していくことを目指すものです。

また、本訴訟で勝利することは、全国各地でたたかわれている原発裁判と脱原発を願う多くの国民を励ますことにつながると考えます。

第4 助成を必要とする理由

(※必須)

裁判に要する経費は、支える会会員の会費でまかなうこととしていますが以下の点から助成を必要とします。

- ① 参加していただいている弁護士のみなさんには多大な時間をさいていただいているにもかかわらず、実費程度しか支払えない状況であり、少しずつ改善の努力をしていますが、一層の改善を図る必要があること。
- ② 原発関係図書の購入や専門家の意見書作成謝礼など弁護団の活動を財政的に保障していく必要があること。
- ③ これから始まる証人尋問においては、その準備作業に今まで以上の経費がかかることが想定されること。

第5 その他

- 1 助成金は訴訟費用（弁護士・専門家の旅費交通費、謝礼、調査費用、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲）として使用します。
- 2 費用の用途について、求めに応じて報告します。
- 3 訴状・最終準備書面・判決を、「自然の権利」基金にPDFなどで提出します。
- 4 『「自然の権利」基金通信』掲載のために、年1～2回程度、記事を提供します。
- 5 訴訟の期日をお知らせします。
- 6 「自然の権利」基金のチラシをニュースへ同封するなど、「自然の権利」基金会員拡大に協力します。
- 7 助成金は、下記の口座に振り込まれることを了承します。当該口座は、弁護団が直接管理しています。(※必須)

滋賀銀行 大津駅前支店 普通口座 677594
福井原発訴訟滋賀弁護団(フクイゲンパツソショウシガベンゴダン)

8 弁護団に参加している弁護士は、以下の通りです。(※必須)

井戸 謙一、菅 充行、高橋 典明、吉川 実、加納 雄二、田島 義久、
崔 信義、定岡 由紀子、永芳 明、藤木 達郎、渡辺 輝人、高橋 陽一、
関根 良平、森内 彩子、杉田 哲明、石川 賢治、向川 さゆり、石田達也、
稲田 ますみ、弁護士井戸謙一復代理人 河合 弘之、甫守 一樹、池田直樹
清水 脩、雪谷真里奈、関口速人、中川博貴

(お手数ですが、全ての先生をフルネームでお知らせ下さい。大勢いらっしゃる場合は、一
覧を裏面や別紙に印刷していただくか、別途下記メールまでお伝えください。
(f-rn@green-justice.com)

第6 助成申請金額

金 10 万円

(弁護士の弁護団会議および裁判出席経費など)

* 上記金額を設定された根拠 (簡単な内訳) もお伝えください。

以上